

令和7年9月5日

なは市民協働プラザ非常用放送装置取替修繕に係る
制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 なは市民協働プラザ非常用放送装置取替修繕
- (2) 履行内容 那覇市ホームページに記載している「仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市銘苅2丁目3番1号（なは市民協働プラザ内）
- (4) 履行期間 契約日から令和8年2月27日（金）
- (5) 様 式 等 那覇市ホームページから本業務に係る様式をダウンロード

2 入札参加資格要件

入札に参加しようとする者は、入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 那覇市内に本店または支店が有る者であること。
- (4) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿（令和7年度・令和8年度）」で「消防施設」の業種で登録していること。
- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしている者であっても、当該手続き開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願いを再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く）。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること（公告日の3カ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く）。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当で

あると市長が認める者に該当しない者であること。

- (9) 現場代理人を作業時に施工現場に常駐で配置できること。主任技術者は甲種消防設備士の資格を有する者とし開札日において配置できること。なお、現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。現場代理人及び主任技術者は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3カ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
- (10) 開札日において消防設備工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡をとることは、那覇市工事請負等制限付一般入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は厚生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 入札参加資格確認申請

入札参加者は、次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、5に定める期限及び方法でこれを申請すること。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 使用印鑑届（第3号様式）（印鑑証明書の印と異なる印を使用する場合に提出）

5 入札参加確認申請書等の入手先及び申請方法等

(1) 配布期間：令和7年9月5日（金）～令和7年9月19日（金）

(2) 配布方法：那覇市ホームページからダウンロード

(3) 申請先：那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ2階

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課（なは市民活動支援センター）

(3) 申請期限：令和7年9月19日（金）午後5時まで

(4) 申請方法：メール（アドレス：C-KATU005@city.naha.lg.jp）にて申請期限までに申請し、原本を入札時に持参すること。メール送信後は必ずまちづくり協働推進課担当者へ確認の電話（098-861-5024）をすること。

6 質問及び回答方法

(1) 質問方法：質問書（第4号様式）に質問内容を記載し、まちづくり協働推進課にメールにて提出すること。メール送信後は必ずまちづくり協働推進課担当者へ確認の電話をすること。

(2) 質問期限：令和7年9月11日（木）午後5時まで

(3) 回答方法：令和7年9月16日（火）までに那覇市ホームページにて回答

7 入札

(1) 入札の日時、場所及び方法

①日時：令和7年9月26日（金）受付開始：午後2時00分 入札開始：午後2時15分

②場所：那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ2階

なは市民活動支援センター会議室3 （駐車場は有料：減免有）

③方法：直接投函

(2) 入札時に必要なもの

①4の入札参加資格確認申請書類一式の原本

②入札書（第 5 号様式）

③代理人が入札する場合にあっては委任状（第 6 号様式）

※様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

※印鑑（代表者印、使用印鑑届出印、代理人印（委任状に押印した印））については必要に応じて持参すること。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

8 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定により免除する。

9 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑証明書の印または使用印鑑届の印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札

- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

- ① 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。
- ② 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

- ① 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。
- ② 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ③ 落札者決定については那覇市ホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出及び提出期限（落札候補者のみ）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市市民文化部まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

- ① 配置予定技術者（主任技術者）の実務経験証明書
- ② 配置予定技術者（主任技術者）の資格証明書の写し
- ③ 配置予定技術者（主任技術者）と落札候補者の雇用関係証明書の写し
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※受付日の3ヶ月以内に発行されたものに限る
- ⑤ 市町村税完納証明書（滞納のない証明書）

(2) 提出期限

令和7年10月2日（木）午後5時

13 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札

を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

14 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は免除する。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

15 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

16 お問い合わせ先

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階
なは市民活動支援センター
那覇市市民文化部まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ
(担当：大高)

TEL:098-861-5024

E-mail: C-KATU005@city.naha.lg.jp